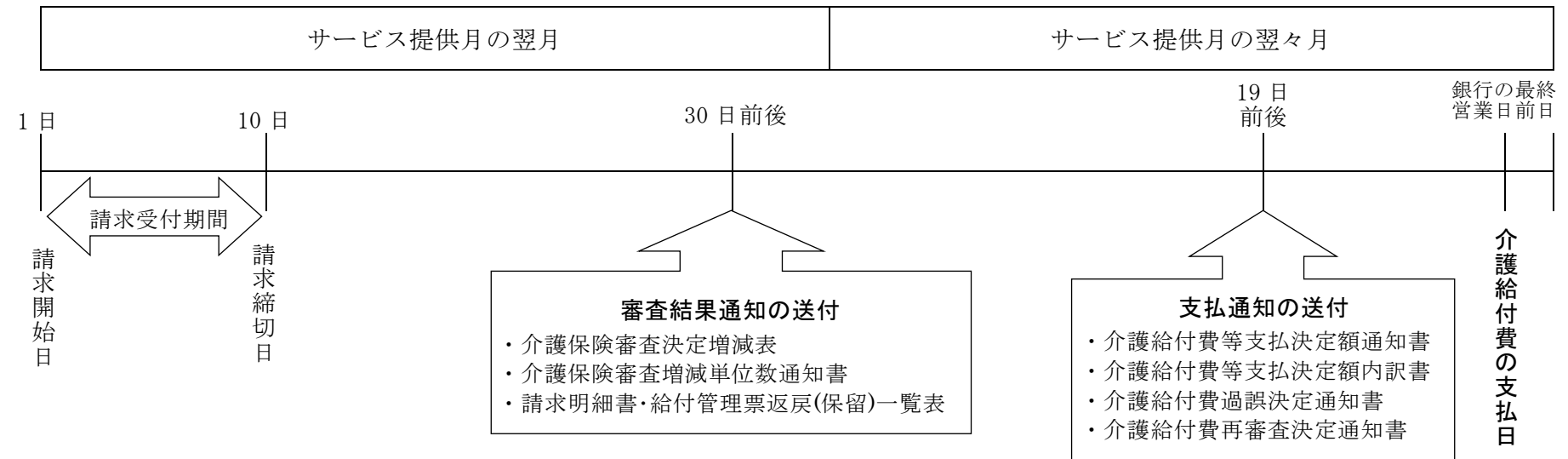


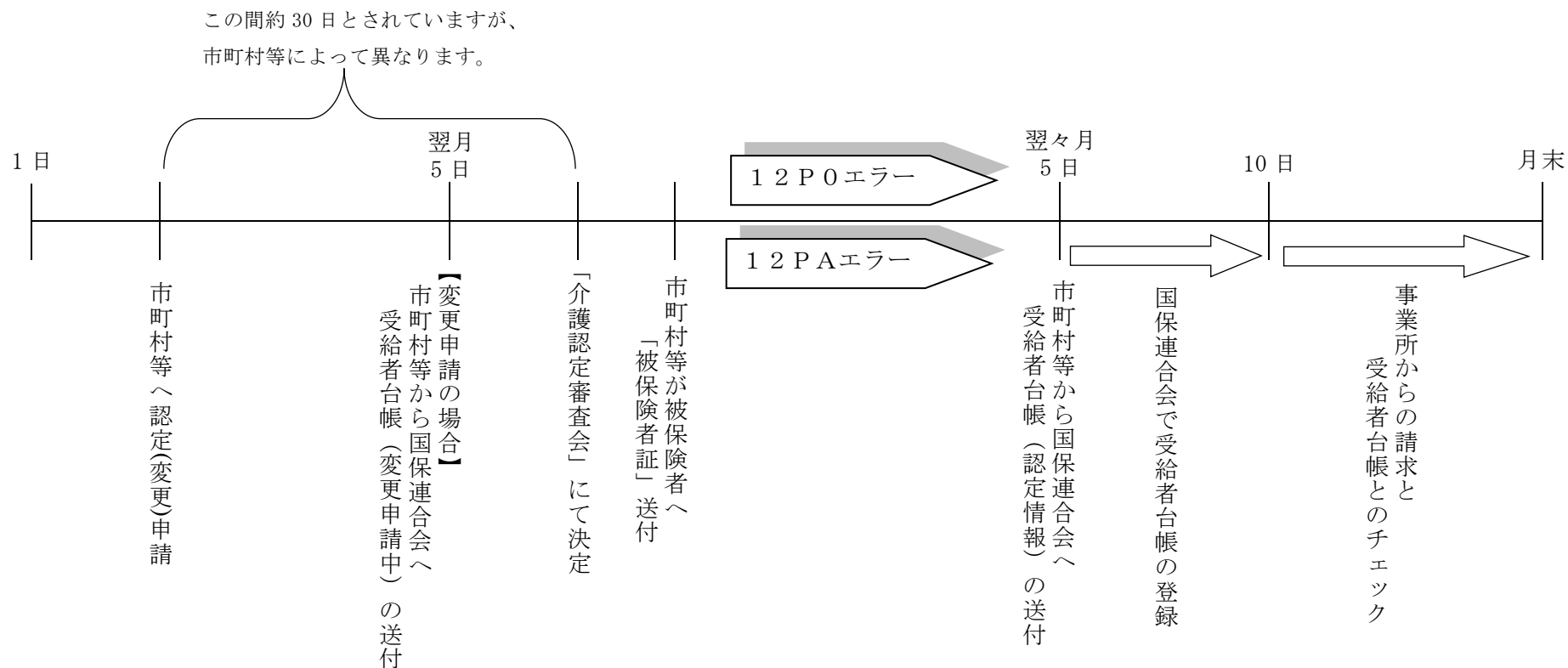
《国保連合会の処理日程について》

1. 事業所の請求から介護給付費（総合事業費）支払まで



- ① 上記日程の「**審査結果通知の送付：30 日**」「**支払通知の送付：19 日**」は基準日ですので月によって前後します。
- ② 「**審査結果通知**」と「**支払通知**」は介護給付費の請求媒体を伝送で届出をしている事業所へは伝送で、磁気媒体（CD-R、FD、MO）で届出をしている事業所へは郵送で送付しています。
- ③ 月末に送付する「**審査結果通知**」は該当がなければ送付されません。
また、「**支払通知**」の「介護給付費過誤決定通知書」「介護給付費再審査決定通知書」も該当がなければ送付されません。
- ④ 「**審査結果通知**」は次回の請求に間に合うように送付しています。返戻となった明細書等については修正を行い請求受付期間中に再請求して下さい。
減単位や、返戻（保留）となった明細書等については、関係の居宅介護支援事業所等と連絡・調整をして下さい。

2. 要介護の認定申請（変更申請）から受給者台帳への登録まで

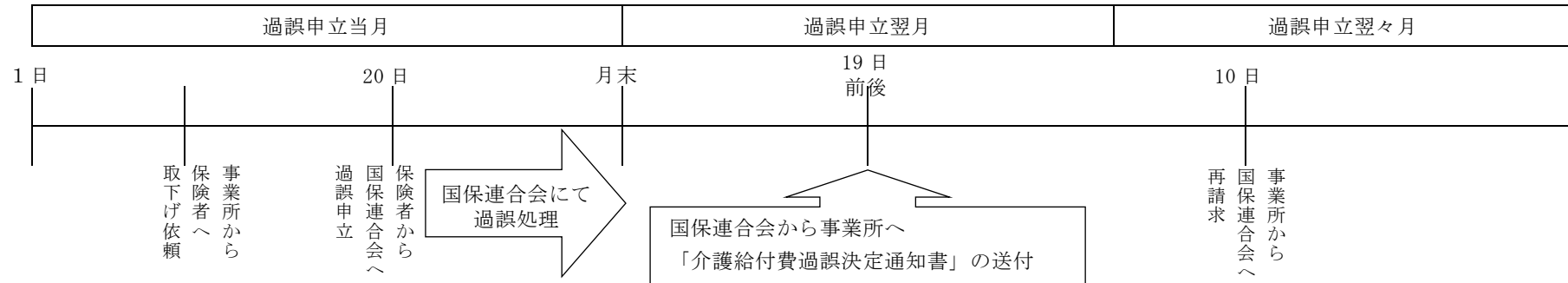


要介護認定の申請（変更申請）から認定の決定まで通常 30 日程度ですが、手続きの不備等があれば 30 日以上の日数がかかる場合があります。

図のような場合は、認定申請の翌月に介護給付費を請求しても 1 2 P 0 エラー（受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません）、変更申請の場合は 1 2 P A エラー（変更申請中の受給者です）になり返戻となります。要介護の認定申請・変更申請をした場合には、上記日程を参考にして、国保連合会に受給者台帳（認定情報）の登録が終了する月以降に請求して下さい。

3. 事業所の取下げ（過誤）依頼から国保連合会への再請求まで

■通常過誤の場合



- ① 「過誤申立の締切日：20 日」「介護給付費過誤決定通知書：翌月 19 日」は基準日ですので月によって前後します。※過誤申立ての方法については、過誤該当請求明細書の保険者へお問合せください。
- ② 保険者によっては事業所からの取下げ（過誤）依頼の締切日が決まっている場合がありますので、確認の上依頼して下さい。国保連合会の過誤申立締切日直前に保険者へ取下げ（過誤）依頼されると手続きの関係で国保連合会への申立が翌月となる場合があります。
- ③ 通常過誤を実施した場合、再請求する際には必ず前月の「介護給付費過誤決定通知書」で取下げが完了した事を確認して下さい。過誤が決定されないうちに再請求されるとANN 4 エラー（既に該当する介護給付費給付実績が存在しています）になり返戻となります。